

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成16年10月
(今回改正：令和3年1月)

吉野川市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…… 1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標	…… 4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標	…… 8
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標、その他農用地の利用の改善に関する事項	… 1 2
1	上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地 の利用の集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標	
	○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシ ェアの目標	… 1 2
	○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積について の目標	… 1 2
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	… 1 3
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	… 1 3
1	農業経営基盤強化促進事業に取組方針	… 1 3
2	農業経営基盤強化促進事業として行う事業	… 1 3
3	各地域の特性を踏まえた取組方針	… 1 3
4	利用権設定等促進事業に関する事項	… 1 4
	(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	… 1 4
	(2)利用権の設定等の内容	… 1 6
	(3)開発を伴う場合の措置	… 1 6
	(4)農用地利用集積計画の策定期間	… 1 6
	(5)要請及び申出	… 1 6
	(6)農用地利用集積計画の作成	… 1 7
	(7)農用地利用集積計画の内容	… 1 8
	(8)同意	… 1 9
	(9)公告	… 1 9
	(10)公告の効果	… 1 9
	(11)利用権の設定等を受けた者の責務	… 1 9
	(12)紛争の処理	… 1 9
	(13)農用地利用集積計画の取消し等	… 1 9

5	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	… 20
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	… 20
	(2) 区域の基準	… 20
	(3) 農用地利用改善事業の内容	… 21
	(4) 農用地利用規程の内容	… 21
	(5) 農用地利用規程の認定	… 21
	(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	… 22
	(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	… 23
	(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	… 23
6	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	… 23
	(1) 農作業の受委託の促進	… 23
	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	… 24
7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	… 24
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	… 24
	(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	… 24
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	… 25
	(3) 関係機関等の役割分担	… 25
9	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	… 25
	(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	… 26
	(3) 推進体制等	
	① 事業推進体制等	… 26
	② 農業委員会等の協力	… 26
第6	その他	… 26
	別紙1	… 27
	別紙2	… 28、29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市は、徳島県東北部に広がる徳島平野の中央部に位置し、平地地域はその立地条件を生かして稲麦を主体に、中山間地域は果樹、畜産、お茶を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため平地地域の一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、特に、このような施設園芸において高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種等を中心に経営規模の拡大、経営管理・生産方式の合理化等を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
2. 本市の農業構造については平地地域では兼業化、経営規模の零細な中山間地域では過疎化が進み恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業化の深化によって土地利用型農業を中心として農業の効率的かつ安定的な農業経営体不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である旧村美郷地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されないまたは担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
3. 本市は、このような地域の農業構造の現状で農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指数は本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり320万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。
4. 本市は、将来の本市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、または農業に関する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の

措置を総合的に実施する。

まず本市は、農業協同組合、県農業支援センター、吉野川市地域担い手協議会等が十分なる相互の連携の下で指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行うこと等により、個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる情報収集を強化して、農地の利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体を核として土地利用調整を全市的に展開して、集団化や連携化をした条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地の賃借による経営規模拡大と併せて農作業受委託組織による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係機関と連携を密にして農地の賃借及び農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に貢献するよう努める。また、併せて集約的な経営転換を助長するため農業支援センターの指導の元に既存施設園芸の作型品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、組織全体の協業化や法人化を進めて特定農業法人または特定農業団体を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者だけでなく、兼業農家等にも本法その他の施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけて農業委員会の支援による農用地利用のこれらへの集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるように努めることとし、本市が主体となって関係機関や団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業や農地保有合理化事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 本市は、農業委員会や農協の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業支援センターの協力を受けて吉野川市担い手協議会若しくは、組織経営体または今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地域単位の研修会を開催する。

特に、大規模畜産を目指す農業経営体が展開しつつある地域においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫徳島支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者による資金計画に係る研修や指導を実施する。また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に市場関係者や全農徳島県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い水稻と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対してその経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和元年の新規就農者は2人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっている。また、農業者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中で耕作放棄地が顕著化しており、今後、本市において活力ある農業が将来にわたって地域農業の担

い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や徳島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においても継続して新規就農者を確保していく。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については吉野川農業支援センターや麻植郡農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に、本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農事従事の態様等
果樹 + 露地野菜	作付面積等 梅 15a すだち(貯蔵) 60a ゆず 100a 菜の花 20a 経営面積 195a 収益 5,475千円 労働時間 6,964h	〈資本装備〉 管理機 1台 動力噴霧機 1台 刈払機 1台 軽四トラック 1台 運搬車 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	◎休日制の導入 ◎農繁期における ◎臨時雇用従事者の確保
水稲 + 露地野菜	【作付面積】 水稲 80a 夏秋なす 18a 洋人参 100a 大根 25a 【経営面積】 223a 【収益】 5,459千円 労働時間 4,061h	【資本装備】 トラクター 2台 トラック 1台 軽四トラック 1台	◎共同選果機の利用による収穫・調整作業の軽減化。 土づくり、品種の選定、計画出荷及び労力の分散。 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ◎青色申告の実施。	◎休日制の導入 ◎臨時雇用従事者の確保
水稲 + 露地野菜	【作付面積】 水稲 80a 夏秋なす 27a ブロッコリー 100a 【経営面積】 207a 【収益】 5,450千円 労働時間 5,603h	【資本装備】 トラクター 2台 トラック 1台 軽四トラック 1台	◎共同選果機の利用による収穫・調整作業の軽減化。 土づくり品種の選定、計画出荷及び労力の分散 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ◎青色申告の実施	
	【作付面積】 水稲 80a 促成イチゴ 26a 小松菜 30a 【経営面積】	【資本装備】 トラクター 2台 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 田植機 1台	◎育苗の分業化や暗黒低温処理技術等による夏期育苗作業の軽減。	

水 稻 + 施設野菜 + 露地野菜	136a 【収益】 5,534千円 労働時間 5,096h	乾燥機 1台 糶摺機 1台 コンバイン 1台 管理機 1台	◎高設栽培システム導入による管理や収穫作業の軽減。
	【作付面積】 水稻 80a 促成なす 23a 夏秋なす 20a ブロッコリー 100a 【経営面積】 233a 【収益】 5,498千円 労働時間 9,038h	【資本装備】 ビニールハウス施設・作業舎等一式 トラクター 2台 軽四トラック 1台 田植機, 乾燥機, 糶摺機, コンバイン, 管理機各 1台	◎土づくり、摘花、日照、温度管理による収穫の増大。 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ◎青色申告の実施
水 稻 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 95a 洋人参 250a 【経営面積】 345a 【収益】 5,534千円 労働時間 2,779h	【資本装備】 トラクター 2台 田植機, 乾燥機, 糶摺機, コンバイン, 管理機各 1台 洗浄選果機 1台 作業舎 軽四トラック 1台 【その他】 ○水稻は普通期栽培体系 ○洋人参はトンネル栽培	◎土づくり・品種の選定、計画出荷及び労力の分散 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ◎青色申告の実施
水 稻+ 施設野菜 +花卉	【作付面積】 水稻 80a 夏秋なす 25a ストック 37a 小松菜 15a 【経営面積】 157a 【収益】 5,473千円 労働時間 7,020h	【資本装備】 トラクター 2台 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 田植機, 乾燥機, 糶摺機, コンバイン, 管理機各 1台	
露地野菜	【作付面積】 洋人参 175a スイートコーン 20a レタス 70a 【経営面積】	【資本装備】 トラクター 2台 播種機, 洗浄機, 定植機, 収穫機, 掘取機, 台車等一式	◎圃場の透水性改善と土づくり ◎品種の選定、計画出荷及び労力の分散

	265a 【収益】 5,518千円 労働時間 3,319h	軽四トラック 2台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 1台	◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ◎青色申告の実施
肉用牛	【飼養頭数】 去勢肥育牛 300 年間出荷数 287頭 【収益】 5,462千円 労働時間 5,166h	【資本装備】 オガコ床迫込畜舎 格納庫、堆肥舎、飼料、タンク、ダンプトラック ショベルローダー、トラクター フロントローダー、マニュアルスプレッター、モアコンテショナー、ロールペーラー、直下型扇風機、スキャニングスコープ 【経営の特徴等】 ◎群飼方式 ◎飼料作物は大型機械化体系 導入年齢 8ヵ月 導入体重 250kg 飼育期間 21ヵ月 出荷体重 700kg	◎優良素牛の確保 ◎大型機械共同化によるコスト削減 ◎耕種農家と連携(稲藁と堆肥の交換) ◎肥育早期に粗飼料を十分給与する ◎スキャニングスコープ等の利用による適期出荷 ◎追い込み式牛舎による省力管理 ◎粗飼料の収穫、調整及び糞尿の堆肥化の共同作業による過重労働の防止 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ◎青色申告の実施
酪農	【飼養頭数等】 搾乳牛 45頭 育成牛 22頭 【収益】 5,513千円 労働時間 6,750h	【資本装備】 畜舎、堆肥舎、バンクリナー、ダンプカー、パイプラインミルクカー、バンクケーラー、トラクター、モアコンテショナー、ロールペーラー、ラップマシンテッター、フロートキASTER、バキューム、イムザー 【経営の特徴等】 ◎飼料作物は大型機械化体系 ◎飼養管理は搾乳時以外は周年フリーバン牛舎で放飼	◎牛群検定の実施による個体泌乳能力の向上 ◎受精卵移植技術の活用による牛群の改良 ◎フリーバン、ミルキンパーラー化による大規模経営の省力化 ◎粗飼料の収穫調整及び糞尿の堆肥化の共同作業による過重労働の防止

◎酪農ヘルパー制度活用による労働

		常時搾乳数 35頭 年間搾乳量 9000kg 分娩間隔 13ヶ月	と粗飼料の高位生産 ◎複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ◎青色申告の実施	ピークの軽減
養 鶏 ブロイラー	【飼養頭数】 年間出荷 93,100羽 【収益】 5,492千円 労働時間 2,793h	【資本装備】 断熱解放鶏舎, 自動給餌機, 堆肥舎, ショベルカー 【その他】 平 飼 オールインオールアウト方式 飼育期間 57日 飼料要求率2.1% 飼育回転率約5回	◎出荷成績書, 精算書及び飼育管理簿による改善点の検討 ◎温度管理と出荷後の消毒の徹底 ◎糞は出荷後速やかに堆肥化 ◎複式簿記記帳により青色申告の実施	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

「個別経営体」

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 + 露地野菜	【作付面積】 梅 30a ゆず 75a 菜の花 20a 【経営面積】 125a 【収益】 2,847千円 【労働時間】 3,645h	〈資本装備〉 管理機 1台 動力噴霧器 1台 刈払機 1台 軽四トラック 1台 運搬車 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の雇用の雇用 ・機械、装置等の開発整備の省力化を進める
水稻 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 80a 洋人参 100a 大根 20a 【経営面積】 200a 【収益】 2,805千円 【労働時間】 1,528h	【資本整備】 トラクター 2台 トラック 1台 軽四トラック 1台		
水稻 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 80a 夏秋ナス 16a ブロコリー 100a 【経営面積】 196a 【収益】 4,306千円 【労働時間】 4,100h			
水稻 + 施設野菜 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 80a 促成いちご 12a 小松菜 33a 【経営面積】 125a 【収益】 2,821千円 【労働時間】 3,264h	【資本装備】 ビニールハウス施設・作業舎等一式 トラクター 2台 軽四トラック 1台 田植機、乾燥機、 糶摺機、コンバイン 管理機各1台		

水稻 + 施設野菜	【作付面積】 水稻 80a 促成ナス 18a 【経営面積】 98a 【収益】 2,772千円 【労働時間】 3,661h	【資本整備】 ビニールハウス施設・作業舎等一式 トラクター 2台 軽四トラック 1台 田植機、乾燥機、 糶摺機、コンバイン 管理機各1台
水稻 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 80a 洋人参 125a 【経営面積】 205a 【収益】 2,838千円 【労働時間】 1,481h	【資本整備】 トラクター 2台 田植機、乾燥機 糶摺機、コンバイン 管理機 各1台 洗浄選果機 1台 作業舎 軽四トラック 1台 【その他】 ○水稻は普通栽培体系 ○洋人参はトンネル栽培
水稻 + 露地野菜	【作付面積】 水稻 80a ストック 30a 小松菜 25a 【経営面積】 135a 【収益】 2,809千円 【労働時間】 3,495h	【資本整備】 トラクター 2台 トラック 1台 軽四トラック 1台
露地野菜	【作付面積】 洋人参120a レタス12a 【経営面積】 132a 【収益】 2,829千円 【労働時間】 1,428h	【資本整備】 トラクター 2台 トラック 1台 軽四トラック 1台

肉用牛	<p>【飼養頭数】 去勢肥育牛 145頭</p> <p>【収益】 2,759千円</p> <p>【労働時間】 2,610h</p>	<p>【資本整備】 カゴ床迫込畜舎 格納庫、堆肥舎、 飼料タンク、ダンプトラ ック、ショベルローダー、マ ニユアルスプレッター、モア コンテシヨナー、ロールベ ラー、直下型扇風機、 スキャニングスコープ</p> <p>【経営の特徴等】 ◎群飼方式 ◎飼料作物は大型 機 機化体系 導入年齢 8ヵ月 導入体重 250kg 飼育期間 21ヵ月 出荷体重 700kg</p>
酪農	<p>【飼養頭数】 搾乳牛 23頭 育成牛 12頭</p> <p>【収益】 2,818千円</p> <p>【労働時間】 3,450h</p>	<p>【資本整備】 畜舎、堆肥舎、バンク リーナー、ダンプカー、パイ プラインミルクカー、バンク ラー、トラクター、モアコンテ シヨナー、ロールベラー、ラッ プマシンテッター、ブロー トキャスター、バキューム、 イムゾアー</p> <p>【経営の特徴等】 ◎飼料作物は大型 機械化体系 ◎使用管理は搾乳 時以外は周年フリ ーバン牛舎で放飼 常時搾乳数 35頭 年間搾乳量 9,000kg 分娩間隔 13ヵ月</p>
養鶏 ブロイラー	<p>【飼養頭数】 年間出荷 46,620羽</p>	<p>【資本整備】 断熱解放鶏舎、自 動給餌機、堆肥舎、</p>

	【収益】 2,750千円	シヨベルカー 【その他】 平飼	
	【労働時間】 1,399h	オールインオールアウト式 飼育期間 57日 飼料要求率 2.1% 飼育回転率 約5回	

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用の改善に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標は、次のとおりである。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める、面積のシェアの目標	積算基礎
概ね38.6%	$625.3 \text{ ha} \div 1,620 \text{ ha} = 38.6\%$ <small>(望ましい経営体が管理する農地面積) ÷ (10年後の推定耕地面積)</small>

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
 農業者が経営する農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。
 このため、第2章に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営むことに対し、農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

注1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業の（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業委託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

注2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本市の農業は、第1に記すとおり、平坦部では水稻と園芸を組み合わせた複合経営が主体となっており、一部では施設園芸も盛んである。水田については、条件の良い農地では認定農業者等担い手への集積がみられるものの圃場条件が不利な農地については集積化が進んでいない。

また、市街地周辺地域では、転用期待による農地価格の高止まりが見受けられる状況にあり、売買や貸借による認定農業者等担い手への集積は困難な状況にある。

このような状況を背景として、認定農業者等担い手への農用地の利用の集積状況は、13.5%（令和元年3月末現在）にとどまっている。

以上を踏まえ、地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 本市の平坦部は、兼業農家による水稻作が中心となっているが、農業を主業とする規模拡大志向農家も一部存在している。農用地の利用状況は一部の専業農家が集積化を促進しているため、引き続き担い手に集積化を促すとともに集落営農組織や農業法人等の育成を図り、農用地利用率の向上を図る。
- (2) 中山間地域の旧山川町・美郷村は、専業農家による果樹栽培と自家用野菜の栽培が中心であるが、担い手はほとんど存在せず、地域の高齢化は加速度的に進んでいる状況である。このため、農作業の共同化に取り組むとともに、広域集落間での担い手の創出などを通して農用地の高度利用と集積化を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 本市は、徳島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5章「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化並びに高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。
- 2 本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 利用権設定等促進事業
 - (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - (5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 3 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。
 - (1) 平地地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、担い手へ農地が面的に集積することが可能となるよう、利用権設定等促

進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

- (2) 中山間地域においては特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業についても積極的に推進する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作または養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229条）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(ウ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいる者とする。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または、畜養の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用する

ことが出来ると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利または、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、該当者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業または法第7条第1号に掲げる規定する特例事業を行う農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが出来るものとする。但し、利用権を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、且つ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から④に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として、組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係と

して農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借貸の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地について、利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法施工令（昭和55年政令第219号。以下「令」という。）第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）からの基本要綱に定められた様式第7号による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、前項の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者、または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その区域内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項、または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部または一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の90日前までに申し出するものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

- ① 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（または移転の時期）、存続期間（または残存期間）、貸借およびその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む）及びその支払い（持ち分の付与を含む）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借または使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を得て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、

その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借または対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方、または、双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借または使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借または使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 本市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて、農地中間管理事業の活用を図るものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、徳島県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営強化基盤促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24 経営第564号農林水産省経営局長通知）」様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①の エ に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に貴するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実 であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることできる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の他、

次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称及び住所。

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標。

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項。

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、本市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の仲介あっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成及び活用

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託からの全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市町村及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、へ

ルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業支援センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって県農業大学校や農業支援センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップを行い当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことでできる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直し話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、吉野川市商工会等によりアドバイスをもらい、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業支援センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構な

ど、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な、その他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、各種事業の導入により農村の活性化を図り農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は地域農業の進行に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人徳島県農業開発公社との連携の下に、同公社の業務の一部を受託等することによって本市内の事業の実施の促進を図る。

② 本市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう

に努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
2. この基本構想は、平成20年5月9日から施行する。
3. この基本構想は、平成22年5月21日から施行する。
4. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
5. この基本構想は、令和3年1月4日から施行する。

別紙1（第5の4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）または、生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う者に限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

別紙2 (第5の4の(2))

I 農用地 (開発して農用地することが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権または使用賃借による権利に限る。) の設定または移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は、3年 (農業者年金制度関連の場合は、10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切として認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (または移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (または残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第24条の2第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常を生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上期1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (または移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (または移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比准して算定し、近傍の借賃がないときは、農業用施設用地の近傍の用地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。